

## 林業労働力緊急確保対策奨励事業補助金交付要綱

令和4年5月11日 4信木第75号

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大に影響を受けた就職困難者等を林業で受け入れるとともに、主伐・再造林の推進及び他産業との兼務などの多様な働き方の定着を図るため、新たに林業就業者を雇用した林業事業体に対し、予算の範囲内で林業労働力緊急確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 林業就業者

山林用苗木の植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪の生産を行う者

(2) 林業事業体

林業就業者を雇用し、県内で林業を行っている個人事業主、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等

(3) 算定基準日

補助金の交付を受けようとする年度において、雇用保険の被保険者である林業就業者の人数を算定する日

(4) 前年度基準日

補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、雇用保険の被保険者である林業就業者の人数が最も多い月の末日

### (事業実施主体)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

(1) 次の要件のいずれにも該当する林業就業者を新たに雇用していること。

ア 3か月以上継続して雇用すること

イ 1日の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること

ウ 雇用保険の被保険者であること

(2) 補助金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳等）を整備し、保管していること。

(3) 県税の滞納がないこと。

(4) 次に該当する者でないこと。

- ア 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体
- イ 政治的な活動を目的とする団体

(補助金の対象者及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる林業就業者は、当該年度の4月1日以降に雇用される林業就業者とし、対象人数は、算定基準日における雇用保険被保険者数から、前年度基準日の雇用保険被保険者数を減じた人数とする。

- 2 補助金の額は、補助対象者に支給される賃金及び手当の総額に補助率を乗じて算出した額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費、補助率及び上限額)

第5条 補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない。
  - (1) 当該年度中に補助金の交付を受けている林業就業者
  - (2) 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業就業者
  - (3) 当該年度中の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業(平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知)の対象者

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業終了後5年間、当該事業に係る書類を保存すること
- (2) 事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

(認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、知事が別に定める期間内に林業労働力緊急確保対策奨励事業対象者認定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前年度基準日の林業就業者名簿(様式第2号)
- (2) 前号に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の対象者として認定したときは、当該事業者に対し林業労働力緊急確保対策奨励事業対象者認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(認定の取り下げ)

第8条 前条の認定を受けた補助金の対象者が第3条第1号に該当しなくなったとき又は第5条第2項各号により補助金の対象者に該当しなくなったとき、若しくは、補助金の対象者を雇用しなかったときは、林業労働力緊急確保対策奨励事業対象者認定者取り下げ届(様式第4号)

を知事に提出するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第9条 規則第3条の規定による申請書及び規則第12条の規定による実績報告書は、様式第5号のとおりとし、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条及び第12条に掲げる関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 算定基準日の林業就業者名簿（様式第6号）
- (2) 従業員名簿記載者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し  
ただし、第7条第1項第1号により提出済みの林業就業者分は省略できる
- (3) 補助金の対象者の雇用通知書及び補助対象期間中の給与明細書の写し
- (4) 賃金規定の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、様式第7号により補助金の交付決定及び額の確定を行うこととする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の決定を受けた事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、林業労働力緊急確保対策奨励事業補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の規定による補助金の請求があった場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表1（第5条関係） 補助対象経費、補助率及び上限額

1 補助対象経費

経費区分	内容
基本給	能力、職種、年齢などを要素に事業者で決めた賃金
時間外割増賃金	残業（時間外労働、休日労働、深夜労働）をした場合に、割増して支払われる賃金
休日労働割増賃金	
深夜労働割増賃金	
通勤手当	通勤にかかる費用として支給される手当
その他手当	家族手当、住宅手当等の属人的な手当

2 補助率

補助対象経費の2分の1以内

3 補助上限額

対象者1人につき上限額36万円